

タブレット端末利用のルール

県立豊岡総合高等学校

タブレット端末利用について

- ID・パスワードは各自が責任を持って管理し、絶対に他人に教えない
- タブレット本体はトラブル防止のため他人との貸し借りをしない
- 休み時間および昼休みは利用しない
- 授業中の使用は教科担任の指示に従う
- 充電は家庭で行い学校での充電はしない
- 学校または家庭での学習に関係のないアプリは使用しない
- カメラやマイクで撮影するときは他人のプライバシーを侵害しないように注意する
- 教室のプロジェクターは授業時に教科担任の指示がない限り使用しない

校内のネットワーク利用について

- 学校指定のタブレット端末以外の情報機器をネットワークに接続しない
- ネットワークの設定は勝手に変更しない
- 兵庫県教育委員会が設定するフィルタリングやその他の制限を回避するような使い方はしない

学校外での利用について

- 放課後や休日など学校外での利用は特に制限しないが周囲の迷惑とならないように注意する
- 家庭での利用時間は保護者とよく話し合い、健康上の理由からも深夜の利用や長時間に渡る利用は控える
- 学校外での利用により生じたトラブルについて学校側は一切関知しない

紛失・破損・その他のトラブル

- タブレットを紛失した場合は速やかに教員に申し出る
- 紛失または破損時に端末内に保存されているデータについて学校は補償しない
- インターネットを利用したトラブルに遭遇した、またはトラブルに発展しそうな場合はすぐに保護者または学校に相談する

費用負担について

- 端末および付属品、アプリケーションなどは全て家庭の負担とする
- 学校内での授業におけるインターネット接続は学校側がネットワーク環境を提供するが、学校外でのネットワーク環境は家庭の負担とする

端末の利用状況について

- 端末の利用状況が著しく悪い場合は、特別指導の対象となる場合がある
例)
 - 生徒心得から逸脱する行為(誹謗中傷やいじめにつながる行為など)
 - ネットワークに多大な負荷をかける行為(動画閲覧や大容量ファイルの送受信など)
 - 学習活動を妨害する行為
 - 他人の作品を壊す、盗むなどの行為